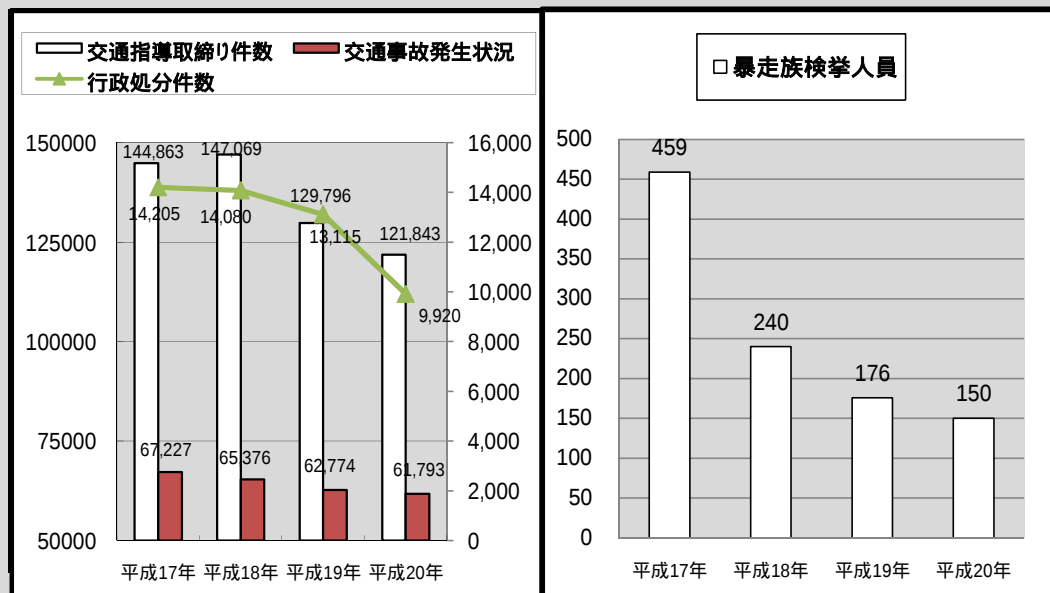


業務名

交通秩序の維持

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				
交通指導取締り件数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	144,863	147,069	129,796	121,843	件
交通事故発生状況	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	67,227	65,376	62,774	61,793	件
暴走族検挙人員	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	459	240	176	150	人
行政処分件数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	単位
	14,205	14,080	13,115	9,920	件



○業務の主なコスト

No	事 業 名	平成20年度事業費(千円)	平成21年度事業費(千円)
1	交通警察費	37,661	31,295
2	交通指導取締費	1,893	1,599
3	速度違反自動取締装置維持管理費	17,140	16,813
4	交通切符及び交通通告制度実施費	16,142	15,719
5	駐車対策推進費	61,344	66,054
6	停止処分者講習実施費	149,890	238,580
7	取消処分者講習実施費	164	303
8			
合 計		284,234	370,363

○平成20年の取組み

- 飲酒運転の厳罰化と飲酒運転根絶気運の高揚により、飲酒運転は減少しているものの飲酒運転による交通事故が後を絶たないことから、飲酒運転を最重点罪種に指定し、交通指導取締りを強化した結果、971件を検挙した。
- 飲酒運転周辺者対策を推進した結果、酒類提供罪 1 件、車両提供罪 2 件及び車両同乗罪11件を検挙した。
- 四輪乗用中の交通事故死者に占めるシートベルト非着用率が依然として高いことから、シートベルト非着用の交通指導取締りを強化した結果、33,265件を検挙した。
- 津警察署と四日市南警察署において民間の駐車監視員を導入し、放置駐車車両の確認事務を推進した結果、市内の違法駐車は減少し、幹線道路における交通渋滞の解消や旅行時間の短縮が図られた。
- 悪質・危険違反による交通事故事件等の責任追及を徹底するため、200人に対して強制捜査を行うなど、これら事件の解明に努めた。特に、交通死亡ひき逃げ事件については、発生した7件全件を検挙したほか、危険運転致死傷罪を2件の交通事故に適用するなど、的確な交通事故事件捜査を推進した。また、科学的捜査を推進するため、科学捜査研究所との緊密な連携に配慮するとともに、装備資機材等の整備・充実に努めた。
- 集団暴走行為を始め、各種違反行為で150人を検挙（うち35人を逮捕）するなど、集団暴走行為の抑止を図った結果、小集団によるゲリラ的な暴走行為は散見されるものの、大規模な集団暴走は沈静化している。
- 悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除するため、これら運転者に対し、迅速かつ的確な行政処分の執行に努め、交通事故による処分1,630件、違反行為による処分8,179件及び重大違反唆し等による処分111件を執行した。

○課題と平成21年の取組み

- 飲酒運転を始めとする悪質・危険違反による交通事故が依然として後を絶たないことから、引き続き、飲酒運転を最重点罪種に指定するとともに、交通事故の二次的要因となる最高速度違反を飲酒に次ぐ重点罪種として交通指導取締りを強化する。さらに、各警察署においても管内の交通事故実態を踏まえた重点2罪種を指定して交通指導取締りを強化する。
- 四輪乗車中の交通事故死者に占めるシートベルト非着用率が依然と高く、後部座席のシートベルト着用を促進する上で、引き続き指導と取締りを強化する。
- 民間の駐車監視員を導入している津警察署と四日市南警察署のガイドラインの見直しを図るなど、放置駐車取締り、確認事務を積極的に行うとともに、放置違反金の未納を解消するため滞納処分の強化を図る。
- 悪質・危険違反に起因する交通事故事件に対しては、危険運転致死傷罪等の刑罰法規を的確に適用するとともに、迅速な行政処分を通じて悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除する。また、限られた体制により適正な捜査を推進するため、業務の更なる合理化と交通事故自動記録装置などの捜査支援システム、装備資機材の整備・充実に努める。
- 集団暴走事案に対しては、警察本部、関係警察署が連携し、共同危険行為等の禁止違反等あらゆる法令を適用して積極的な事件化に努めるとともに、検挙した少年に対する暴走族からの離脱・立ち直り支援に努める。
また、関係機関・団体との連携を強化し、広報啓発活動を行うとともに、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努める。
- 欠格期間の延長、酒気帯び運転の基礎点数引上げ等を定めた改正道路交通法及び改正道路交通法施行令が平成21年6月1日から施行されることに伴い、悪質・危険運転者を早期に交通社会から排除するため、これら運転者に対し、刑罰法規を的確に適用するとともに、迅速かつ的確な行政処分の執行に努める。